

議案第 20 号

日出町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日出町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 27 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日出町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年日出町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 51 条」を「第 55 条」に改める。

第 5 条第 5 号中「第 3 条第 3 項若しくは第 4 項」を「第 3 条第 4 項若しくは第 5 項」に改め、「住宅街区整備事業」の次に「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）に基づく防災街区整備事業」を加え、同条第 7 号中「現に町営住宅」を「現に公営住宅」に改める。

第 11 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

（1）次のいずれかの請書を提出すること。

ア 県内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人の連署する請書  
イ 入居決定者が、保証業者（賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者であつて町

長が適當と認めるものをいう。以下同じ。)と、当該入居決定者の家賃の支払に係る債務を保証することを当該入居決定者が委託することを内容とする契約を締結した場合の当該契約に係る保証業者について記載した  
請書

第11条第3項中「連署」の次に「又は保証業者についての記載」を加える。

第15条第3項中「申告」の次に「又は第36条の規定による関係人への報告の請求若しくは書類の閲覧若しくは記録の請求により把握した入居者の収入」を加える。

第19条第2項中「第16条各号」の次に「のいずれか」を加え、同条中第4項を第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 町長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、町長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第31条第2項中「、令第8条第2項に規定する方法により行い」を削り、「の区分及び経過した期間に応じて」を「を勘案し」に、「まで引き上げるもの」を「以下で、令第8条第2項の規定による方法により算出した額」に改める。

第36条第2項中「その職員」を「当該職員」に改め、同条第3項中「前項の職員」を「当該職員」に改める。

第42条第1項第6号中「第12条」の次に「、第13条」を加え、同条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第44条中「平成5年建設省令第16号)」の次に「第24条」を加える。

第46条第1項中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第31条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、同条第2項中「同条第3項」を「同項」に改める。

第47条中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第31条第1

項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第31条第3項」を「第31条第4項」に改める。

第48条の見出し中「及び町営住宅管理人」を「、町営住宅管理人」に改め、同条第6項中「の報酬は、町長が別に定める」を「に対し、予算の範囲内で報償金を支給することができる」に改め、同条第7項中「及び町営住宅管理人」を「、町営住宅管理人」に改める。

第51条を第55条とし、第50条を第54条とし、第49条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第50条 町長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に町営住宅及び共同施設の管理に関する業務を行わせることができる。この場合において、この条例の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、規則で定める。

(指定管理者が行う業務)

第51条 町長は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 入居者の公募並びに入居及び退去に関する業務
- (2) 入居者の指導及び連絡に関する業務
- (3) 家賃の収納に関する業務
- (4) 町営住宅及び共同施設の維持管理及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める業務

(管理の基準)

第52条 指定管理者は、次に掲げる基準により、町営住宅及び共同施設の管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) 法その他の関係法令及び条例を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- (2) 適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 町営住宅及び共同施設の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(管理の特例)

第53条 町長は、法第47条第1項の規定により、大分県住宅供給公社に町営住宅又はその共同施設の管理を行わせることができる。この場合において、この条例の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、規則で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の第11条の規定は、この条例の施行の日以後に入居する者について適用し、同日前に入居している者については、なお従前の例による。

#### 理 由

民法の改正に伴い、その他所要の整理をするため条例を改正したいので提出する。